

(1) 政策への反映

有 ~~一~~ 無

原子力規制機関である原子力規制委員会において、「継続的安全性向上に関する検討チーム」が設置され、提言者からもチームに加わることとなった。令和2年8月3日に開催されたその第1回会合において、本提言が資料として共有された。当該検討チーム会合は、令和3年3月5日までに8回の会合が重ねられ、原子力施設の継続的な安全性向上の取組をより一層円滑かつ効果的なものとするための取りまとめが近々なされる予定である。

(2) 学協会・研究教育機関・市民社会等の反応

(a) 学協会

- ・日本原子力学会安全部会オンラインセミナーにおいて、提言者の一人より「社会技術としての原子力リスクマネジメント」について講演（令和2年10月24日）
- ・日本原子力学会標準委員会において、「原子力発電所の継続的な安全性向上のためのリスク情報を活用した統合的意思決定に関する実施基準」講習会を実施（令和2年10月29日）
- ・日本原子力学会にて原子力安全部会企画セッション開催（令和3年3月18日）
「継続的安全性向上：ステークホルダーにとっての意義」
- ・日本原子力学会原子力安全部会幹事会にて議論を実施（令和3年3月1日）

(b) 研究教育機関

- ・東京大学にて国立研究開発法人連携講座「原子力安全マネジメント学講座」設立記念シンポジウム開催（令和3年1月13日）
原子力規制委員会伴委員からの来賓挨拶及び提言者の一人より当該講座の概要と提言第8項目に関連する原子力安全マネジメントに関する教育と研究について講演

5 メディア

- ・NHK 総合テレビ（令和2年7月7日）おはよう日本

6 意思の表出内容において、他の異なる意見との関係性等に変化があれば記載してください。

- ・該当なし

7 考察と自己点検（a-c から一つ選択し、説明する）

(b) ほぼ予想通りのインパクトが得られた

提言の対象とした原子力規制機関において、明示的に取り上げられ、新たな検討チームが設置されたことは想定したインパクトである。

また NHK でのニュースにおいて放映されたこと、学協会において議論が活性化したこと、また大学における研究教育への影響を与えたことも想定通りのインパクトであると言える。

インパクト・レポート作成責任者
総合工学委員会原子力安全に関する分科会委員長
提出日 令和3年3月25日

学術会議法第2条に基づく活動：社会に対する科学の反映浸透

学術フォーラム・公開シンポジウム等の開催

- ・科学的・学術的な研究成果を市民に還元し、科学への理解を深めるため、また多くの関係者との意見交換の活動として、学術フォーラム、公開シンポジウム、地区会議学術講演会、サイエンスカフェ等の一般公開イベントを開催
- ・参加者からのアンケートの実施や、参加者から寄せられた質問への回答のHPでの公表
- ・開催後は、一定期間YouTubeで配信

【開催実績】

開催年	学術フォーラム	公開シンポジウム	学術講演会	サイエンスカフェ
2018	5回	73回	7回	22回
2019	11回	115回	7回	11回
2020	9回	50回	7回	5回
2021	6回	49回	2回	2回

※ 2021年の回数は、10月18日現在

【アンケート実施結果の例】

(令和3年5月8日開催学術フォーラムコロナ禍を共に生きる

「新型コロナウイルス感染症の最前線-what is known and unknown# 1」

「新型コロナウイルスワクチンと感染メカニズム」)

参加者の職業

- ・アンケート項目 属性、満足度、認知の契機等
- ・オンライン実施により、首都圏（東京、神奈川、埼玉、千葉で39%）以外にも、46都道府県からの視聴が確認された。
- ・大学教職員以外にも、会社員、自営業等の参加も確認された。

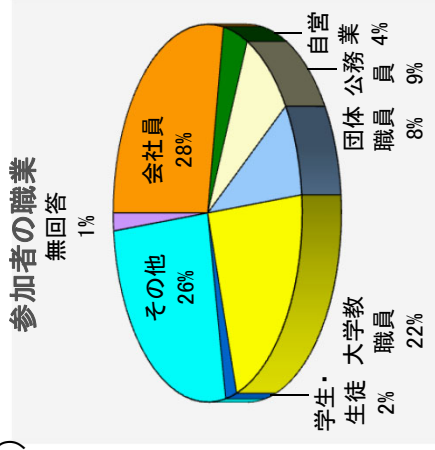
・【自由記述欄の意見（抜粋）】

- ・タイムリーかつ分かりやすくまとまっていた。
- ・正しい知識が得られた。
- ・リアルタイムの質疑応答ができるようにしてほしい。
- ・告知が不十分。後日の視聴ができるようにしてほしい。

- ・学術フォーラムのアンケート結果は、幹事会への報告や、企画者へのフィードバックを通じて、後続の企画へ反映。

その他

- ・Twitter (@scj_info) を活用し、学術フォーラム等の開催案内や、提言発出について公表
- ・「学術の動向」（月刊、発行：公益財団法人日本学術協力財団、発行部数約2,200部）において、日本と世界の学術の動向、日本学術会議の状況、内外で開催される学術講演、シンポジウムの情報等を発信



※登録者数1,842人、最大視聴者数980人、アンケート回答524人。

日本学術会議会員候補者の推薦プロセス＜現行＞

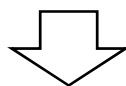
25 期半数改選

の実績

(1/16～

2/7)

現会員（210 名）・現連携会員（約 2000 名）による
推薦等（会員推薦は 1 名当たり 2 名まで）



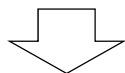
協力学術研究団体からの情報提供
(2051 団体 (R2. 3))

(2 月～

5 月)

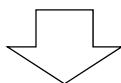
選考委員会 (16 名)

(会員候補者 約 1, 300 名)



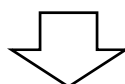
各部の選考分科会
において選考

分野にとらわれる
ことなく幅広い分
野から選考



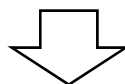
(6/25)

候補者名簿の作成 (105 名)



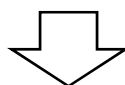
(6/25)

幹事会で候補者を決定



(7/ 9)

総会で候補者を承認

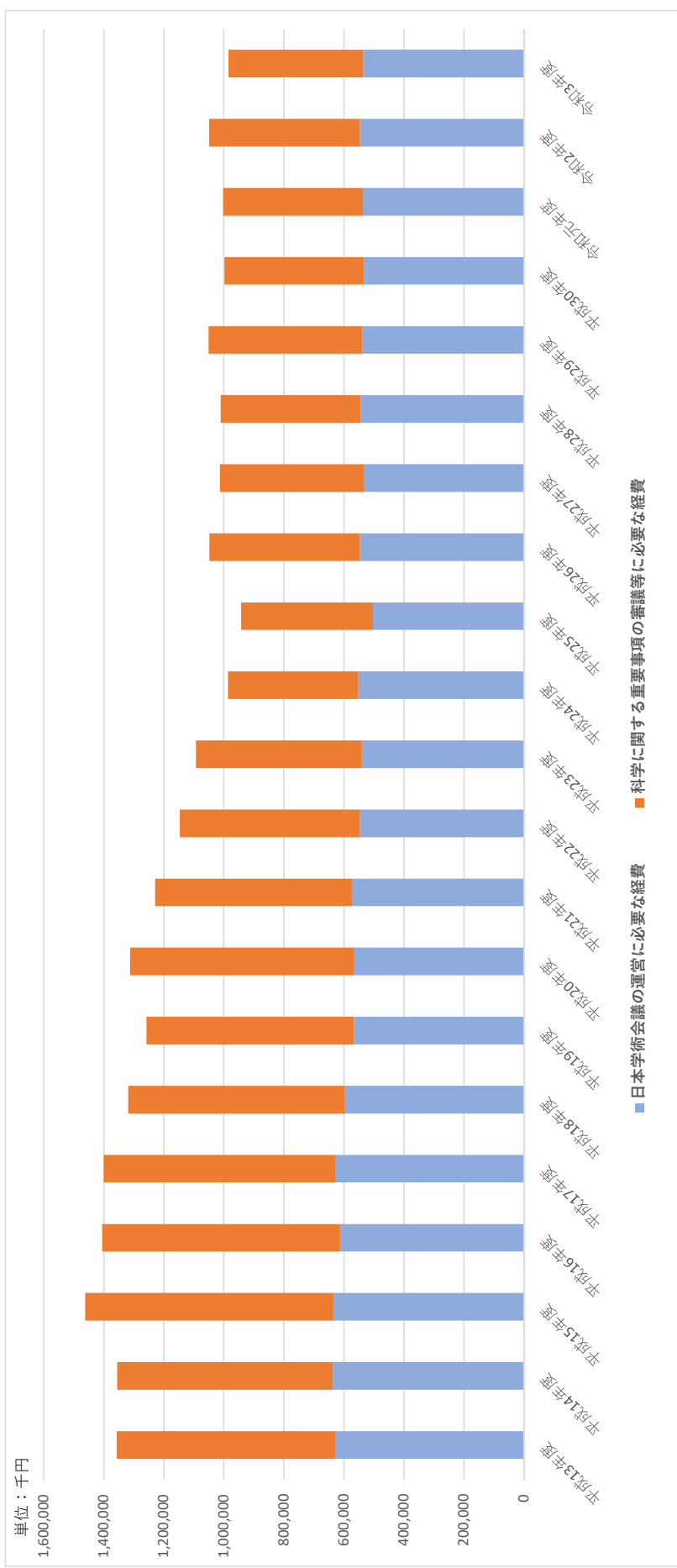


(8/31)

会長が内閣総理大臣に推薦

注：日付、数字は第 25 期半数改選についてのもの

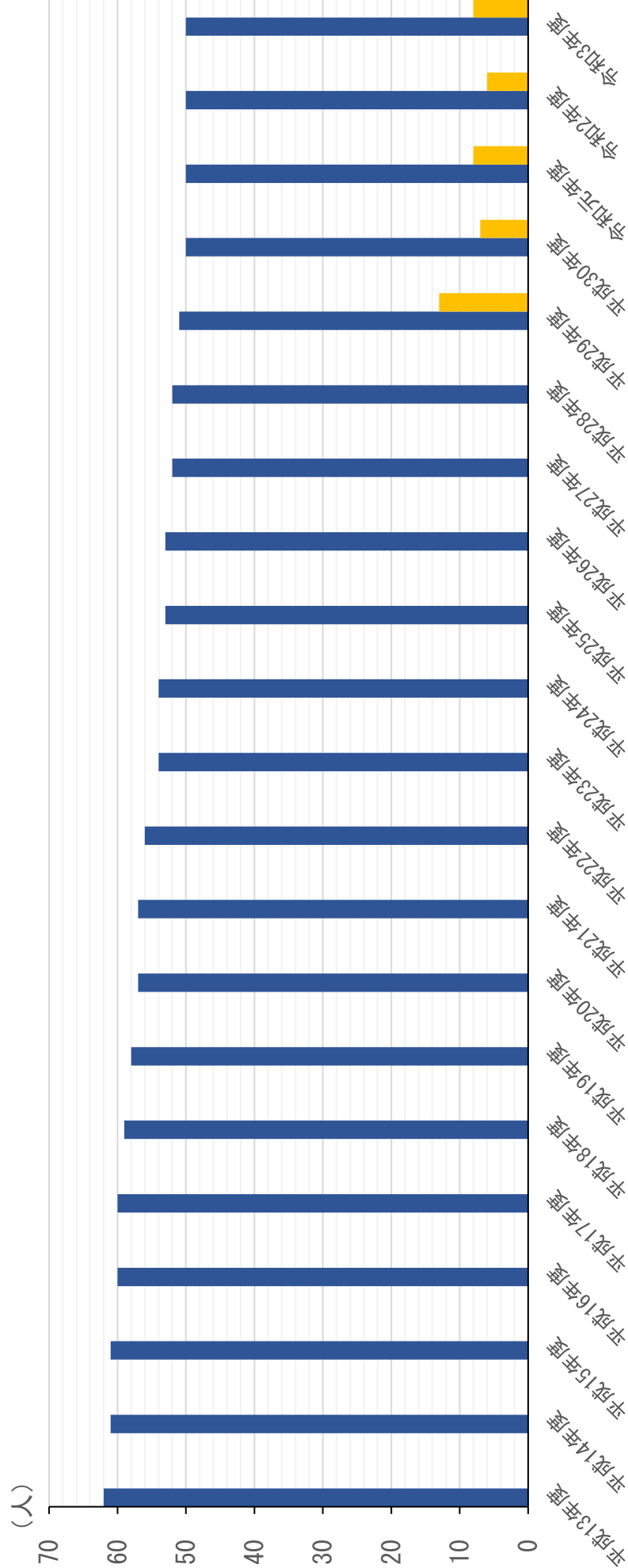
日本学術会議予算推移（平成13年度以降）



日本学術会議の運営に必要な経費 科学に関する重要事項の審議等に必要な経費 うち政府・社会等に対する提言等 うち各国アカデミーとの交流等との国際的な活動 計	平成13年度	627,777	636,893	635,845	613,292	627,521	597,357	566,482	565,207	573,953	546,739	540,207
	平成14年度	729,784	718,985	826,508	792,760	773,149	721,434	691,945	747,170	655,575	600,456	552,664
	平成15年度	324,702	299,312	393,371	381,185	374,991	329,335	313,153	381,000	323,156	294,840	302,020
	平成16年度	373,127	374,324	374,269	347,620	354,102	353,808	350,363	331,419	303,680	285,539	234,010
	計	1,357,561	1,355,878	1,462,353	1,406,052	1,400,670	1,318,791	1,258,427	1,312,377	1,229,528	1,147,195	1,092,871
日本学術会議の運営に必要な経費 科学に関する重要事項の審議等に必要な経費 うち政府・社会等に対する提言等 うち各国アカデミーとの交流等との国際的な活動 計	平成24年度	551,951	503,934	547,152	532,187	543,699	538,346	533,759	536,985	546,723	536,029	
	平成25年度	434,721	438,763	501,026	480,947	467,312	512,831	464,255	465,847	502,237	448,935	
	平成26年度	227,020	244,051	302,022	247,057	247,615	306,387	247,892	251,387	291,698	235,741	
	平成27年度	196,309	183,601	187,582	222,356	208,173	195,061	204,011	202,343	196,991	200,119	
	計	986,672	942,697	1,048,178	1,013,134	1,011,011	1,051,177	998,014	1,002,832	1,048,960	984,964	

※平成13年度～平成19年度予算については、組替掲記を行っている。

日本学術会議の定員・学術調査員数の推移



■ 定員 ■ 学術調査員

期	第18期			第19期			第20期			第21期			第22期			第23期			第24期			第25期	
年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
定員	62	61	61	60	60	59	58	57	57	56	54	54	53	53	52	52	51	50	50	50	50		
学術調査員																	13	7	8	6	8		

※学術調査員（非常勤）は各年度4月1日時点で雇用契約を結んでいた者の人数の合計

日本学術会議における外部評価について

1 沿革

○外部評価は、「日本学術会議の在り方について」（平成 15 年 2 月 26 日総合科学技術会議）における指摘を受けて、第 20 期（平成 17 年 10 月から平成 20 年 9 月）から定期的に実施。

（参考）

○「日本学術会議の在り方について」（平成 15 年 2 月 26 日総合科学技術会議）

IV 当面の改革案

2. 組織、機構、運営等

⑨評価体制

○日本学術会議の活動状況や運営について内外の有識者により外部評価を行う仕組みを導入することが考えられる。

○「日本学術会議の今後の展望について」（平成 27 年 3 月 20 日「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」の指摘を踏まえ、第 23 期からは、外部評価実施規程を定める等、外部評価機能を強化。

（参考）

○「日本学術会議の今後の展望について」（平成 27 年 3 月 20 日日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議）

第 4 日本学術会議の活動のさらなる活性化に向けて

1. 日本学術会議の活動の在り方

（1）政府や社会に対する提言機能の強化

②事後の検証

（略）外部評価制度をより効果的・積極的に活用し、その活動状況の適切な評価に努めるべきである。

2 仕組み

○学術会議の 1 年間の活動に対して、外部評価有識者（6 名）による評

価をいただいている。

※外部評価有識者は、年齢、性別、専門分野等に著しい偏りが生じないように配慮し、会長が委嘱する（任期3年、再任可）。

○学術会議においては、幹事会の下に外部評価対応委員会（会長、副会長を含む6名で構成）を置き、外部評価の実施に関する事項に対応している。

3 スケジュール

1月～2月 外部評価有識者と学術会議執行部との意見交換

※学術会議執行部（会長、副会長等）から学術会議の活動についての説明、質疑応答、意見交換

2月～3月 外部評価有識者による外部評価書の作成

3月～4月 外部評価有識者座長から会長に外部評価書の提出

4月頃 外部評価有識者座長が学術会議総会において説明
外部評価書は学術会議ホームページで公表

7月頃 学術会議会長が指摘事項についての見解をまとめて公表

翌1月～2月 学術会議会長が、指摘事項についての対応状況をまとめ、外部評有識者に報告・公表

これまでの外部評価における指摘事項について

	指摘事項の概要	学術会議の対応（会長メッセージ）
国際活動	○令和2年3月（H30.10～R1.9の評価） (1) 日本ならではの学術確立と世界への表明 ・ 社会が転換点を迎え、専門分化した科学技術のみでは対応が困難。歴史や文化を科学技術と融合させることで、日本独自の新たな価値、新たな方法を生み出すときではないか。そのような学問の確立に向け、日本学術会議として、日本独自の新たな価値等を国際会議等の場で発信すれば、日本の学術の国際的なプレゼンスが向上するのではないか ○令和3年4月（R1.10～R2.9の評価） (4) 我が国の代表機関として世界の中で果たすべき役割 ・ 学術会議の存在感を世界にどう示すかが課題	○令和2年6月 ・ Gサイエンス学術会議において新型コロナウイルス感染症に係る共同声明を取りまとめ。G7が取り組む姿勢を声明として提示すべきとの我々の進言を受けたものと認識 ・ 新型コロナウイルス感染症について国際的な情報発信を意識しホームページに英語の情報提供コーナーを設置。国際学術会議やアジア学術会議との連携強化、各国アカデミーとの情報共有、世界的視野での取組を進める ○令和3年7月 ・ 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」においては、「国際活動の強化」を、取り組む項目の最初に掲げ、国際学術団体や各国アカデミーとの交流・連携の強化や、国際活動の発信強化に取り組むこととしている
科学的助言	○平成31年3月（H29.10-H30.9の評価） (4) これまでの活動等の検証 ・ 提言等がどのように受け止められているのか検証が必要。提言等の長期的な影響についても検証を行ってはどうか ・ 科学技術関係予算は、短期的に成果が上がる可能性が高い分野に配分されがちであるが、学術的意義等が短期的には必ずしも明確ではないものの、長期的には学術を支えるような研究成果をもたらす可能性のある研究にも光を当てる必要。学術会議はこのような研究に焦点を当てた分析を行ってはどうか	○令和元年6月 ・ 現在でも重要と考えられる事項は、引き続き審議やフォローアップを実施。第24期では、第23期に発出した「軍事的安全保障研究に関する声明」のフォローアップのための分科会を設け、アンケート調査、審議 ・ 提言等のフォローアップについて、インパクトレポートを複数回作成・公開可能にし、長期にわたる影響も見ることができるようにした ・ 長期的に学術を支える研究を推進するためには研究評価が重要と考え、研究評価分科会を設置。研究評価の在り方に関する調査、提言等を行う

	○令和2年3月（H30.10～R1.9の評価） (2) 日本学術会議の果たすべき役割と仕組みの構築 ・日本学術会議の存在価値は、全ての学術分野を網羅する科学者によって構成されていること。単一の学問領域のみでは解決策を導きたい困難な課題にこそ、全学術分野の科学者を擁する日本学術会議の知見が求められている。どのような課題が社会にあるのか、日本学術会議として取り組むべきか否かについて、審議課題として取り上げる前の「課題選定」の段階から、日本学術会議内外と連携して広く意見を聞く機会を持つことを提案する。議論の拡散を防ぎつつ学術界の知を総合的に結集し、社会的に意義ある提言等を発出していくための工夫が必要 ○令和3年4月（R1.10～R2.9の評価） (2) 日本学術会議が果たすべき役割 ・発出した提言・報告がどのように国民に受け止められ、浸透しているかを追跡する機能が必要 ・提言・報告を発出する際には、個別具体的な内容だけでなく、意義や対象についても明確に発信するとともに、提言・報告が政策に反映されるような具体的な取組を検討する必要	○令和2年6月 ・限られた人員や予算の中で、日本学術会議がその存在意義を発揮するためには、現在の社会課題を正確に認識し、その重要な社会課題に対して注力して取組を行う必要 ・本年の重要な社会課題が、新型コロナウイルス感染症。本年3月6日に幹事会声明を発出し、学術の立場からその社会的使命を自覚し、世界的視野で学術的連帯をとりつつ、様々な立場の方々と協力して感染症対策に取り組むこととした。また、第二部に、大規模感染症予防・制圧体制検討分科会を設置し、大規模感染症の予防と制圧に必要な体制等を検討 ・日本学術会議が取り組むべき課題の優先順位を明確にし、限られた資源の「選択と集中」を適切に行う ○令和3年7月 ・提言や報告などの意思の表出の改革に取り組む。会員・連携会員の意見を伺いながら検討を進める。 ・学協会が行う提言等と日本学術会議の科学的助言活動には協働と差別化の両面が必要。それぞれの役割を明確にしつつ、今まで以上の連携強化が必要。大学関係、専門職団体、産業界、NPO・NGOなど、各界との連携強化も必要。
--	---	---

情報発信	○平成31年3月（H29.10-H30.9の評価） (1) 科学者の代表組織としての役割 ・科学者の代表組織としてふさわしい活動について、スピードをもってタイムリーに広報する必要 (3) アカデミアと市民との関係 ・日本学術会議が市民との「対話」を進める際には、国際共同主催会議等で得られた世界的課題に関する科学的知見についても取り入れ、市民の科学的素養醸成も意識すべき。さらに、最新の科学的知見を市民に伝えることから一歩進め、市民が参画する研究（シチズンサイエンス）について課題や可能性を審議すれば、シチズンサイエンスを進める一助になるのではないかと (5) 広報の更なる充実 ・市民や外国人を含めたより多くの方々に、提言等を読んでもらうための工夫（表題や要旨の日英併記、要旨の簡略化、要旨のHTML化等） ・イベントへの参加拡大への工夫（SNSを活用した告知、ホームページへの掲載の工夫等） ○令和3年4月（R1.10～R2.9の評価） (6) ダイバーシティに対応し、時宜に合った情報発信の必要性 ・その時々々の国民の問題意識に一致する情報がタイムリーに発信される必要 ・ハンディキャップをもつ人々への情報発信の方法の検討	○令和元年6月 ・御指摘を受け止めて改善を図る ・SDGsやゲノム編集技術等の世界的課題に関する公開シンポジウム等を開催し最先端の研究動向を市民に紹介、またサイエンスカフェを開催。平成30年度からは地方学術会議を開催、地方での市民の科学的素養醸成と対話にも一層力を入れている ・今年2月シチズンサイエンスについてサイエンスカフェ、3月シチズンサイエンスを通じた地方課題解決に関するシンポジウムを開催 ・提言等に英文タイトルをつけることを必須とし、任意で英文要旨を作成 ・要旨の簡略化について検討開始 ・提言等の要旨のHTML化を準備中 ・全ての公開シンポジウム、提言等をHP掲載、Twitter告知 ・第22・23期の提言等をSDGsに関連付けてHP掲載し、約1年で27,700件の閲覧を確認。第24期の提言もSDGsとの関連付けを実施 ○令和3年7月 ・広く国民の皆様様に科学の成果を還元し、そのニーズ・関心を把握するため、情報発信力の強化と対話の機会の充実に取り組む。 ・国民との双方向のコミュニケーションの充実、適切な表現方法や手段を利用 ・ハンディキャップをもつ人々へも配慮した発信内容や方法を検討
------	--	--

各界との連携	○平成31年3月（H29.10-H30.9の評価） (1) 科学者の代表組織としての役割 ・第24期の残された期間に学者や学協会にとつてのブレインとして何をなすのか。例えば、学協会との連携の推進に向けた具体的な活動や、科学者コミュニティ内外と行う「対話」の内容容面の精査等 ○令和3年4月（R1.10～R2.9の評価） (2) 日本学術会議が果たすべき役割 ・効果的かつ効果的な活動を実施するため、年に1～2回は会員及び連携会員間の情報共有の場を設けるべき ・協力学術研究団体との連携も重要。日本学術会議と国民とをつなぐ役割として、学術会議を軸に学協会全体が有機的に協働して一体として活動することが必要。	○令和元年6月 ・第24期では「対話」を重視し、科学者コミュニティ内外とのコミュニケーションをこれまでに以上に活性化。協力学術研究団体への情報共有、意見交換の場の設置、学協会連携分科会での検討等を通じ、学協会のさらなる活性化を図る ・産業界については政府・産業界連携分科会において、報道関係についてはメディア懇談分科会において、実務者を交え、対話方法や内容を審議。審議内容は、分科会の議事要旨の公開のほか、提言や公開シンポジウム等の形で一般の方にも公表 ○令和3年7月 ・幹事会や記者会見の内容の情報共有 ・学協会が行う提言等と日本学術会議の科学的助言活動には協働と差別化の両面が必要。それぞれの役割を明確にしつつ、今まで以上の連携強化が必要。大学関係、専門職団体、産業界、NPO・NGOなど、各界との連携強化も必要。
多様性	○平成31年3月（H29.10-H30.9の評価） (2) 多様性の確保に向けた支援 ・活躍する若手研究者や女性研究者について、次世代の育成に資する活動を積極的に行っている方を対象とした賞を創設し、日本学術会議として彼らの活動を社会的に承認し、後押ししてはどうか。 ・障害者や高齢者といった分野に注目した活動を行ってはどうか ○令和2年3月（H30.10～R1.9の評価）	○令和元年6月 ・どのようにに彼らの活動を評価し、促進できるか、若手アカデミーや各部の下に設けられた女性研究者やダイバーシティに関する分科会等でも議論していきたい ・認知症に関して、病的段階に至る前の軽度認知障害やその予備軍にまでスクープを広げ、また工学、看護・保健学、公共政策学、経済学等も含め総合的に検討すべく課題別委員会（認知障害に関する包括的検討委員会）を設置 ○令和2年6月

	(4) ダイバーシティの推進 ・充実した審議をするための環境整備として、会員選考等では、既存の分野等にとらわれない幅広い分野の研究者を積極的に選考し、ダイバーシティを推進していただきたい ○令和3年4月（R1.10～R2.9の評価） (5) ジェンダー平等の実現に向けて果たすべき役割 ・学術会議や国立大学だけでなく、推進の難しい私立大学や研究機関、企業等が採るべき方法、我が国の現状を分析したうえで政策に結びつくような見解や助言が待たれる。	・会員及び連携会員の選考に当たっては、性別・年齢・地域・所属分野・障がいの有無などについて配慮し、ダイバーシティの推進に努める ○令和3年7月 ・委員会や分科会で、ダイバーシティやジェンダーに関する議論を深めていきたい
事務局体制	○令和3年4月（R1.10～R2.9の評価） (2) 日本学術会議が果たすべき役割 ・十分な予算及び職員の拡充が必要。	○令和3年7月 ・事務局機能の強化も「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」において掲げており、デジタル・トランスフォーメーションへの対応や学術調査員の拡充などを進めたい
その他	○令和2年3月（H30.10～R1.9の評価） (3) 人文・社会科学の果たす役割の再検討 ・これからの日本の学術にとって、人文・社会科学の知の活用が重要な鍵。日本学術会議として、このことを社会に対して明確に打ち出すべき。日本学術会議の社会的役割を考えれば、複雑化・多様化していく社会的課題にこれからどう対応していくかは、極めて重要。社会と学術との関係を考える際には、人文・社会科学による社会や文化の分析や、創造力、文化力の形成に資する研究との対話が必要。人文・社会科学と自然科学とが協働することで、学術がより社会に応えるものとして進展する。 ・さらに、人文・社会科学のもう1つの重要な役割は、自明と考えられているような学術の前提や理念を根底から反省的に問い直し、新たな価値を創造することにある。特に、社会が大きく変化する時代は、既存の価値観を疑い新たな価値を創造する	○令和2年6月 ・学術会議はかねてより、人文・社会科学を含む科学・技術の全体について、長期的・総合的な政策を展開することの必要性を指摘。人文・社会科学と自然科学とが緊密に連携し、総合的な知の基盤を形成することが不可欠。このような考え方について、政府における科学技術基本法の改正の検討に際し、「科学技術基本法改正に関する日本学術会議幹事会声明」として表明 ・総合科学技術・イノベーション会議での検討に代表者を送って議論に参画、人文・社会科学のあり方をはじめとした学術の立場から審議に貢献。法改正では「イノベーションの創出」も法律の対象に追加され、「科学技術の水準の向上」と「イノベーションの創出の促進」が並列の目的として位置付けられた。両者はそれぞれ固有の目的・価値を持つ政策課題であることに留意し、双方の振興が重要。学術会議も、学術の立場から引き続き積極的・建設的な役割を果たしていく必要

	人文・社会科学の機能がさらに重要になる。 ○令和3年4月（R1.10～R2.9の評価） (1) 日本学術会議会員任命問題 ・ 選考の仕組みや方法、条件、会員や連携会員の役割などについて公開すべき ・ 人文・社会科学を含む科学全体が、国民に資するにはいかなる機能を有すべきかという視点は外してはならない ・ 研究者の多様性や研究の自由が確保される改革が行われるべき (3) 人文・社会科学分野において果たすべき役割 ・ 科学技術基本法改正により「科学技術」に「人文科学」が追加されたが、この改正を学術会議がどう活かすのか不明確 ・ 第一部（人文・社会科学）の会員を従来通りの人数にするこ - とで部会・委員会・分科会などの会務の順調な遂行を果たしたい旨を、再度、内閣府に対し要請すべき	○令和3年7月 ・ 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に記載した改革を進める ・ 学術会議がこれをどう活かすかは真剣に取り組まねばならない重要事項。今後の科学的助言については、社会の複雑さに対応した分野横断的な視点が重要。「委員会等連絡会議」を設置し、中長期的視点・俯瞰的視野・分野横断的な検討を行う ・ 引き続き6名の任命を求める
--	---	---

昭和二十三年法律第二百一十一号**日本学術会議法**

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策

四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

一 科学の振興及び技術の発達に関する方策

二 科学に関する研究成果の活用に関する方策

三 科学研究者の養成に関する方策

四 科学を行政に反映させる方策

五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策

六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

第三章 組織

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。

7 会員には、別に定める手当を支給する。

8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。

3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。

5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。

6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第九条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。

第一部

第二部

第三部

第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。

第十二条 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。

2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。

3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。

4 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

第十三条 部長は、部務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3 連携会員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。

3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

第四章 会員の推薦

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

第十八条 削除

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第五章 会議

第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

第六章 雑則

第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

第二十七条 削除

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

附 則 抄

第二十九条 この法律のうち、第三十四条及び第三十五条の規定は、この法律の公布の日から、これを施行し、その他の規定は、昭和二十四年一月二十日から、これを施行する。

第三十条 日本学士院規程（明治三十九年勅令第百四十九号）、学術研究会議官制（大正九年勅令第百九十七号）及び日本学士院会員の待遇に関する件（大正三年勅令第百五十八号）は、これを廃止する。

附 則 （昭和二十四年五月三十一日法律第一三三号）

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 （昭和二十四年一月二日法律第二五二号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十五年三月七日法律第四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十一年三月二三日法律第二一号）

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三十一年三月二四日法律第二七号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和三十六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三十九年六月一九日法律第一一〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十八年一月二八日法律第六五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条、第二十五条及び第二十六条の改正規定並びに附則第七項の規定は昭和五十九年一月二十日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二十七条の改正規定は昭和五十九年一月二十日から、次項の規定は公布の日から施行する。
（経過措置）

2 昭和五十九年一月十九日において現に日本学術会議会員（以下「会員」という。）である者の任期は、日本学術会議法第七条第二項及び第二十七条第二項の規定にかかわらず、前項ただし書の政令で定める日の前日までとする。

- 3 この法律の施行の際現に会員である者に係る各部の定員については、改正後の日本学術会議法（以下「新法」という。）第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新法第十五条の規定は、同条第一項の規則に係る部分を除き、附則第一項ただし書の政令で定める日から適用する。
- 5 新法第十七条の規定は、この法律の施行の際現に会員である者については、その任期中適用しない。
- 6 附則第一項ただし書の政令で定める日までの間、新法第十八条及び第二十二條の規定の適用については、これらの規定中「研究連絡委員会」とあるのは、「第十五条第一項の規則により設置すべきものと定められた研究連絡委員会」とする。

附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一六年四月一四日法律第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条から第二十二條までの改正規定、第二十二條の二及び第二十二條の三を削る改正規定並びに附則第二条から第四条まで、第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分を除く。）及び第二項並びに第八条の規定 公布の日

二 第一条第二項、第六条の二第二項及び第十六条第三項の改正規定並びに附則第五条第一項（内閣総理大臣に推薦することに係る部分に限る。）、第七条及び第九条から第十一条までの規定 平成十七年四月一日

（経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）までの間における日本学術会議法第七条第二項及び第十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「第二十二條」とあるのは、「日本学術会議法の一部を改正する法律（平成十六年法律第二十九号）による改正前の第二十二條」とする。

第三条 施行日の前日において日本学術会議会員（以下「会員」という。）又は研究連絡委員会の委員である者の任期は、改正前の日本学術会議法（以下「旧法」という。）第七条第三項（旧法第十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

第四条 一部施行日から施行日の前日までの間、日本学術会議に、施行日以後最初に任命される会員（以下「新会員」という。）の候補者の選考及び推薦を行わせるため、日本学術会議会員候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、政令で定める数を超えない範囲内の数の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから、次に掲げる者と協議の上、日本学術会議の会長が任命する。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第二十九条第一項第六号に掲げる総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの

二 日本学術院の院長

4 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、学識経験のある者のうちから日本学術会議の会長が任命する。

6 委員及び専門委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条 委員会は、その定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから新会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

2 委員会は、前項の規定により新会員の候補者の選考を行う場合には、次条第二項の規定によりその任期が三年である新会員の候補者と改正後の日本学術会議法（以下「新法」という。）第七条第三項の規定によりその任期が六年である新会員の候補者との別ごとに行うものとする。

第六条 新会員は、新法第七条第二項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

2 新会員の半数の者の任期は、新法第七条第三項の規定にかかわらず、三年とする。

3 新法第七条第五項の規定は、新会員（前項の規定によりその任期が三年であるものを除く。）から適用する。

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、総務省本省に国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の三の特別の機関として置かれている日本学術会議及びその会長、会員その他の職員は、内閣府本府に内閣府設置法第四十条の特別の機関として置かれる日本学術会議及びその相当の職員となり、同一性をもって存続するものとする。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成十七年政令第二百九十九号

日本学術会議法施行令

内閣は、日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十五条第四項の規定に基づき、日本学術会議法施行令（昭和五十九年政令第百六十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（連携会員の任期等）

第一条 日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の任期は、六年とする。ただし、一定の期間内に限ってその職務を行わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命することを妨げない。

2 連携会員は、再任されることができる。

（連携会員の辞職）

第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、その辞職を承認することができる。

（連携会員の退職）

第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議法第二十八条の規定による規則（以下単に「規則」という。）で定めるところにより、当該連携会員を退職させることができる。

（雑則）

第四条 この政令に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

（日本学術会議会員候補者選考委員会令の廃止）

2 日本学術会議会員候補者選考委員会令（平成十六年政令第百六十二号）は、廃止する。

平成十七年日本学術会議規則第三号

日本学術会議会則

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則（昭和二十四年日本学術会議規則第一号）の全部を改正する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 職務（第二条、第三条）
- 第三章 組織（第四条―第六条）
- 第四章 会員及び連携会員の選考等（第七条―第十五条）
- 第五章 会議（第十六条）
- 第六章 総会（第十七条―第十九条）
- 第七章 部会（第二十条―第二十二条）
- 第八章 幹事会（第二十三条―第二十六条）
- 第九章 委員会（第二十七条―第三十二条）
- 第十章 地区会議（第三十三条）
- 第十一章 若手アカデミー（第三十四条）
- 第十二章 栄誉会員（第三十五条）
- 第十三章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十六条）
- 第十四章 雑則（第三十七条―第三十九条）

附則

第一章 総則

（総則）

第一条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、この会則の定めるところによる。

第二章 職務

（意思の表出）

第二条 学術会議は、日本学術会議法（以下「法」という。）第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 報告
- 五 回答

（国際活動）

第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。

- 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣
- 二 学術に関する国際会議の主催及び後援
- 三 二国間学術交流
- 四 アジア学術会議に関すること。
- 五 その他会長が必要と認めるもの

2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第三章 組織

（会長の互選等）

第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

（副会長の職務）

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
- 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
- 三 学術会議の国際活動に関すること。

（部への所属）

第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。

第四章 会員及び連携会員の選考等

（連携会員の任期の例外）

第七条 日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。）第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以上の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を任命することができる。

2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。

（会員及び連携会員の選考の手続）

第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手續に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(会員の辞職)

第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があったときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができる。

2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。

3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。

(会員の退職)

第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出をすることにつき、総会に議決を求めることができる。

2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の補欠の者の任期)

第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携会員の再任)

第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

(連携会員の辞職)

第十三条 令第二条の辞職の申出があったときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

(連携会員の退職)

第十四条 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第二項の委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、第十条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の手当)

第十五条 連携会員には、別に定める手当を支給する。

第五章 会議

(学会会議の会議)

第十六条 学会会議の会議は、総会、部会及び連合部会のほか、幹事会並びに法第十五条の二の規定により置かれる常置の委員会として、機能別委員会及び分野別委員会並びに臨時の委員会として、課題別委員会及びその他幹事会の議決により置かれる委員会とする。

2 常置の委員会は、総会が定めるところにより置く。

3 臨時の委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第六章 総会

(総会の招集)

第十七条 総会は、原則として毎年四月及び十月に会長が招集する。

2 前項のほか、会長は、幹事会の議決に基づいて、臨時の総会を招集することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、三十人以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、会長は、総会を招集しなければならない。

(総会の議長等)

第十八条 会長は、総会の議長として議事を整理する。

2 総会における議決の際、可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

3 会長は、必要と認められる者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。

5 会長は、総会の会議録を作成し、閲覧の用に供するものとする。ただし、学会会議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。

(幹事会への委任事項)

第十九条 法第十四条第三項の規定に基づき、次に掲げる事項に関する権限を幹事会に委任する。

一 法第三条第一号に規定する職務のうち、第二条の意思の表出に関する事項

二 法第三条第二号に規定する職務のうち、第三条の国際活動に関する事項

三 法第四条の諮問に対する答申に関する事項

四 法第五条の勧告に関する事項

五 法第六条及び法第六条の二の規定に関する事項

第七章 部会

(部会及び連合部会の招集)

第二十条 部会は、部長が招集する。ただし、会長（補欠の者を除く。）の任期における最初の部会は、会長が招集する。

2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。

3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

4 二以上の部において、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、これらの部の部長は、共同して連合部会を招集しなければならない。

(部会及び連合部会の議長等)

第二十一条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。

2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。

3 部会及び連合部会の会議については、第十八条（第一項及び第五項を除く。）の規定を準用する。

(部会における議決方法の特例)

第二十二條 部会及び連合部会においては、法第二十四条第三項が準用する同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。

第八章 幹事会

(幹事会の招集)

第二十三條 幹事会は、原則として毎月一回会長が招集する。

2 会長は、必要があると認められるときは、臨時に幹事会を招集することができる。

(幹事会の議長等)

第二十四條 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。

(幹事会の附置委員会)

第二十五條 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。

2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。

(幹事会の会議)

第二十六條 幹事会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二條の規定を準用する。

第九章 委員会

(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)

第二十七條 第十六条第一項の委員会（以下「委員会」という。）には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。

2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出（提言及び報告を除く。）に関してはこの限りでない。

(委員会の委員及び役員)

第二十八條 委員は、会長が委嘱する。

2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。

3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。

4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。

5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。

(委員会の招集)

第二十九條 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。

(委員会の議長等)

第三十條 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

(委員会の会議)

第三十一條 委員会の会議については、法第二十四条第一項及び第二項並びに第十八条（第一項及び第五項を除く。）及び第二十二條の規定を準用する。

(委員会に関する事項の幹事会への委任)

第三十二條 前五条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は幹事会が定める。

第十章 地区会議

(地区会議)

第三十三條 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。

2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第十一章 若手アカデミー

(若手アカデミー)

第三十四條 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。

2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。

第十二章 栄誉会員

(栄誉会員)

第三十五條 学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対し、日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号を授与することができる。

2 栄誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。

3 前各項に定めるもののほか、栄誉会員に関する事項は、幹事会が定める。

第十三章 日本学術会議協力学術研究団体

(日本学術会議協力学術研究団体)

第三十六條 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。

3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。

4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。

6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。

第十四章 雑則

(外部評価)

第三十七條 学術会議の活動を充実させるため、幹事会の定めるところにより、有識者による外部評価を定期的実施することとする。

(幹事会への委任)

第三十八條 総会に関する事項及びこの会則において総会で定めるとされているもののほか、会則の施行に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(会則の改正)

第三十九条 この会則の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成がなければ、これを行うことができない。

附 則

(施行期日)

第一条 この会則は、公布の日より施行し、平成十七年十月四日から適用する。

(経過措置)

第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成十八年九月三十日までに任命される者の任期の終期は、平成二十三年九月三十日までの間で会長が指定する。

2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三十日までとするよう努めるものとする。

第三条 会長は、平成十七年十二月三十一日までの間、委員会又は地区会議の活動のため特に必要があると認める場合、第八条の規定にかかわらず、平成十八年六月三十日までの必要な期間を定め、連携会員を任命することができる。

2 前項に基づき任命された連携会員は、第八条第一項の推薦をすることはできない。

3 第十二条第一項の規定は、第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

附 則 (平成一八年二月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年五月八日日本学術会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月七日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一〇月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

種類	表出主体	定義
要望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等の実現を望む意思表示をすること。
声明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提言	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。
報告	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を発表すること。
回答	学術会議	関係機関からの審議依頼(法第四条の諮問を除く。)事項に対し、学術会議が回答すること。

年 月	主な出来事
昭和23年 7月 12月	日本学術会議法公布 日本学術会議法に基づく第1回選挙施行、12月20日に当選人確定 ※会員選出方法は公選制
昭和24年 1月	内閣総理大臣の所轄の下に日本学術会議設立（第1回総会） ※日本学士院は日本学術会議に含まれる栄誉機関となる
昭和31年 4月 昭和45年 7月	日本学士院が文部省に移管され、日本学術会議から独立 現庁舎（港区六本木・乃木坂）に移転 ※それまでは日本学士院の庁舎を使用
昭和59年 5月	日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を学協会を基盤とする推薦制へ変更
平成13年 1月	中央省庁等改革基本法施行に伴い、総務大臣の所轄へ
平成17年 4月 10月	日本学術会議法の一部を改正する法律の一部分施行に伴い、再び内閣総理大臣の所轄へ 日本学術会議法の一部を改正する法律施行 →会員選出方法を現会員等による推薦制へ変更、70歳定年制の導入、部の大括り化（7部制→3部制）、連携会員の新設、外部評価制度の導入 等の大幅な改革を実施